

〔貯蓄預金〕

項 目	内 容
1.商品名	貯蓄預金
2.販売対象	個人のお客さまに限定させていただきます。
3.期間	定めはありません。
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	いつでもお預け入れいただけます。 1 円以上 1 円単位
5.払戻（支払）方法	いつでもお引き出しいただけます。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	①当行所定の利率を適用します（変動金利・変動基準なし）。 ②毎日の最終残高に応じて金額階層別段階金利を適用します。 A.20 万円未満（普通預金と同一利率） B.20 万円以上 40 万円未満 C.40 万円以上 100 万円未満 D.100 万円以上 300 万円未満 E.300 万円以上 ※金利情勢によって複数の段階利率が同一となる事があります。 毎年 2 月と 8 月の当行所定の日にお支払いします。 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出します。 利息の 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が分離課税されます。 金利については窓口でお問い合わせください。
7.手数料	自動機（現金自動預金支払機等）によるお預け入れ・お支払い等にあたっては、しずぎんカード規定に定める手数料がかかることがあります。
8.付加できる特約事項	少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
9.中途解約時の取り扱い	定めはありません。
10.重要事項について	この預金は預金保険の対象となります。（1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。）
11.その他参考となる事項	①公共料金等の自動支払い、および給料・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取のお取り扱いはできません。 ②総合口座のお取扱いはできません。 ③次のいずれかに該当した場合には、預金口座を解約させていただきます。 A.預金口座名義人の不存在、預金口座名義人の意思によらない口座開設が明らかになった場合。 B.「譲渡、質入れ等の禁止」に違反した場合。 C.法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 ④最終預入れまたは払戻してから 10 年間利息決算以外の入出金がない場合には、預金取引の停止または預金者に通知することにより預金口座の解約をすることがあります。
12.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772